

○農文
林部科学省
水産省告示第
国土交通省 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第四条第一項の規定に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（平成二十年農文
林部科学省
水産省告示
国土交通省
第一号）の一部を次のように改正したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年 月 日

文部科学大臣 関 芳弘

農林水産大臣 篠 和生

国土交通大臣 井林 辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>第2章</u> 重点区域の設定に関する基本的事項 市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある（法第5条第2項第2号）。 この重点区域とは、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、次の(1)(2)に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域である必要がある（法第2条第2項）。 (1) 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 ① 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地 ② 文化財保護法の規定により登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物として文化財登録原簿に登録された建造物の用に供される土地 ③ 文化財保護法の規定により選定された重要文化的景観を構成する土地 ④ 文化財保護法の規定により都市計画又は条例で定められた伝統的建造物群保存地区内の土地 ⑤ 文化財保護法の規定により地方公共団体が条例で指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講じている建造物（現状変更について条例で許可又はこれと同等の規制措置が講じられているものに限る。）の用に供される土地 ⑥ 文化財保護法の規定により地方公共団体が条例で指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講じている文化的景観を構成する土地 なお、②の建造物については、景観法（平成16年法律第110号）	<u>第2章</u> 重点区域の設定に関する基本的事項 市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある（法第5条第2項第2号）。 この重点区域とは、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域である必要がある（法第2条第2項）。 ○ 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 ・ 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地 ・ 文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地 ○ 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。 また、歴史的風致を形成する要素は、 ・ 核となる歴史上価値の高い建造物 ・ 核となる歴史上価値の高い建造物と一体をなす周辺の市街地 ・ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動 の3つがある（法第1条）ことから、重点区域としては、 ・ 核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が存在し、 ・ その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、一定の広がりを持つ区域であって、

第19条に基づく景観重要建造物の指定を受けているものに限る。

また、②、④、⑤又は⑥に該当する土地（文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地を除く。）を重点区域に設定しようとする場合においては、当該区域の核となる文化財等が、地域における歴史的風致の核となっていることが、計画の認定に当たって確認できることが必要である。

- (2) 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

また、歴史的風致を形成する要素は、

- ・ 核となる歴史上価値の高い建造物
- ・ 核となる歴史上価値の高い建造物と一体をなす周辺の市街地
- ・ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

の3つがある（法第1条）ことから、重点区域としては、

- ・ 重点区域の核となる文化財が存在し、
- ・ その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、一定の広がりを持つ区域であって、
- ・ 住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗習慣といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している区域

がなりうるものである。

さらに、

- 土地利用の状況、歴史的な建造物の状況等から現に歴史的風致が損なわれつつある等の課題が生じている若しくは生じるおそれがあること
- 市町村の総合計画やまちづくりの方針等により、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種取組が、当該区域のみな

- ・ 住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗慣習といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している区域

がなりうるものである。

さらに、

- 土地利用の状況、歴史的な建造物の状況等から現に歴史的風致が損なわれつつある等の課題が生じている若しくは生じるおそれがあること
- 市町村の総合計画やまちづくりの方針等により、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種取組が、当該区域のみならず市町村全体や、その周辺の地域の伝統や文化の継承、活性化につながるものと認められること

を踏まえ、重点区域を適切に設定することが求められる。

各市町村においては、計画の中で、歴史的風致の状況や課題を踏まえ、その維持及び向上を図る観点から、重点区域の設定に関する基本的な考え方や方針をわかりやすく明示することが重要である。

重点区域の規模については、核となる文化財の状況等により様々であると考えられるが、重点区域の設定に当たっては、維持及び向上すべき歴史的風致の状況を踏まえつつ、必要な都市計画の決定や景観計画の策定、歴史的風致形成建造物の指定等歴史的風致の維持及び向上に関する各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な、相当程度の広がりをもつ範囲となるように努めなければならない。

らず市町村全体や、その周辺の地域の伝統や文化の継承、活性化につながると認められること

を踏まえ、重点区域を適切に設定することが求められる。

各市町村においては、計画の中で、歴史的風致の状況や課題を踏まえ、その維持及び向上を図る観点から、重点区域の設定に関する基本的な考え方や方針をわかりやすく明示することが重要である。

重点区域の規模については、核となる文化財の状況等により様々であると考えられるが、重点区域の設定に当たっては、維持及び向上すべき歴史的風致の状況を踏まえつつ、必要な都市計画の決定や景観計画の策定、歴史的風致形成建造物の指定等歴史的風致の維持及び向上に関する各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な、相当程度の広がりをもつ範囲となるように努めなければならない。

第3章 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

文化財は、我が国の歴史や文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、貴重な国民的財産である（文化財保護法第3条、第4条第2項）。このため、文化財は適切に保存及び活用されなければならない。

歴史的風致は、第1章で述べたように、その核となる歴史上価値の高い建造物が文化財であることが多く、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多いと考えられる。特に重点区域には、その核として設定された文化財以外にも、有形、無形の様々な文化財が存在することが想定される。

このように、文化財と歴史的風致には密接な関連があることから、文化財保護法に基づき文化財の保存及び活用を適切に行うことにより、地域における歴史的風致の維持及び向上も図られることが期待でき、市町村が、計画に「文化財の保存又は活用に関する事項」（法第5

第3章 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

文化財は、我が国の歴史や文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、貴重な国民的財産である（文化財保護法第3条、第4条第2項）。このため、文化財は適切に保存及び活用されなければならない。

歴史的風致は、第1章で述べたように、その核となる歴史上価値の高い建造物が文化財であることが多く、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多いと考えられる。特に重点区域には、その要件上、その核として重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が必要であり、このほかにも、当該重点区域内には、有形、無形の様々な文化財が存在することが想定される。

このように、文化財と歴史的風致には密接な関連があることから、文化財保護法に基づき文化財の保存及び活用を適切に行うことにより、地域における歴史的風致の維持及び向上も図られることが期待でき

条第2項第3号イ)をはじめ文化財に関連する事項を記載する場合には、文化財保護法及びその他関係法令（条例を含む。）にのっとったものとする必要がある。

また、市町村は、計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針を検討するに当たって、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存し、活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましい。そうした調査や構想の策定を通じて、地域の歴史的風致が把握され、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われることとなる。このため、市町村が計画を作成するに当たっては、上記の基本的な構想を踏まえたものとするよう努める必要がある。

次に、歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくため、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携していくことが必要である。各市町村においては、文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり行政を担う関係部局が連携協力し、総合的に歴史的風致の維持及び向上を図っていかなければならない。法第5条第8項に基づき主務大臣の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の実施に当たって、同項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の長と教育委員会は緊密な連携を図りながら協力しなければならないとされている（法第10条第4項）が、こうしたことは計画の作成段階においても望まれる。また、都道府県の認定市町村に対する助言（同条第1項）についても、計画の作成段階における市町村から都道府県教育委員会への情報提供や都道府県教育委員会から市町村への助言等が期待されるとともに、市町村における文化財保護行政の体制の充実も望まれるところである。

計画作成段階からの連携の取組としては、例えば、文化財や重点区域に含まれる歴史的な建造物等を火災や風水害といった災害から守るという視点をまちづくりに取り入れることなどが考えられる。

、市町村が、計画に「文化財の保存又は活用に関する事項」（法第5条第2項第3号イ）をはじめ文化財に関連する事項を記載する場合には、文化財保護法にのっとったものとする必要がある。

また、市町村は、計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針を検討するに当たって、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存し、活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましい。そうした調査や構想の策定を通じて、地域の歴史的風致が把握され、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われることとなる。このため、市町村が計画を作成するに当たっては、上記の基本的な構想を踏まえたものとするよう努める必要がある。

次に、歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくため、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携していくことが必要である。各市町村においては、文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり行政を担う関係部局が連携協力し、総合的に歴史的風致の維持及び向上を図っていかなければならない。法第5条第8項に基づき主務大臣の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の実施に当たって、同項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の長と教育委員会は緊密な連携を図りながら協力しなければならないとされている（法第10条第4項）が、こうしたことは計画の作成段階においても望まれる。また、都道府県の認定市町村に対する助言（同条第1項）についても、計画の作成段階における市町村から都道府県教育委員会への情報提供や都道府県教育委員会から市町村への助言等が期待されるとともに、市町村における文化財保護行政の体制の充実も望まれるところである。

計画作成段階からの連携の取組としては、例えば、文化財や重点区域に含まれる歴史的な建造物等を火災や風水害といった災害から守るという視点をまちづくりに取り入れることなどが考えられる。

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

歴史的風致の維持及び向上を図るためには、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に併せ、都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）等による良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的に施策を推進していくことが必要である。

市町村においては、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、必要な措置について計画に位置づけ着実に実施することが望ましい。このため、重点区域について、景観計画の策定による建築物等の形態意匠の制限等景観法に基づく規制措置や、高度地区等の都市計画の決定による建築物の高さの制限等都市計画法に基づく規制措置が既に行われていること、あるいは今後このような措置を行うことについて計画に位置づけることが重要である。

景観計画は、景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を図るため定めるものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされている（景観法第1条、第8条、法第3条）。

重点区域において行われる歴史的風致に影響を及ぼしうる建築行為等について、形態意匠、高さ等の必要な制限、開発行為に対する制限、条例で追加した木竹の伐採等の行為に対する制限、屋外広告物に関する制限等、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等として景観計画に定めることにより、例えば、文化財の周辺において、それと調和した形態意匠をもつ建築物の建築の誘導が可能となり、歴史的風致の維持及び向上に資する良好な景観の形成が図られるものと考えられる。

また、併せて都市計画法に基づく用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等の措置を活用することも、歴史的風致の維持及び向上を図るためには有効である。

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

歴史的風致の維持及び向上を図るためには、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に併せ、都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法（平成16年法律第110号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）等による良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的に施策を推進していくことが必要である。

市町村においては、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、必要な措置について計画に位置づけ着実に実施することが望ましい。このため、重点区域について、景観計画の策定による建築物等の形態意匠の制限等景観法に基づく規制措置や、高度地区等の都市計画の決定による建築物の高さの制限等都市計画法に基づく規制措置が既に行われていること、あるいは今後このような措置を行うことについて計画に位置づけることが重要である。

景観計画は、景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を図るため定めるものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされている（景観法第1条、第8条、法第3条）。

重点区域において行われる歴史的風致に影響を及ぼしうる建築行為等について、形態意匠、高さ等の必要な制限、開発行為に対する制限、条例で追加した木竹の伐採等の行為に対する制限、屋外広告物に関する制限等、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等として景観計画に定めることにより、例えば、文化財の周辺において、それと調和した形態意匠をもつ建築物の建築の誘導が可能となり、歴史的風致の維持及び向上に資する良好な景観の形成が図られるものと考えられる。

また、併せて都市計画法に基づく用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等の措置を活用することも、歴史的風致の維持及び向上を図るためには有効である。

具体的には、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、伝統的建造物群保存地区及び歴史的風致維持向上地区計画等の手法を活用することにより、歴史上価値の高い建造物の周辺で、その歴史的風致の維持及び向上に影響を及ぼす建築物等の建築を制限することや、背景となる樹林地を保全することが考えられる。

第6章 歴史的風致維持向上計画の認定に関する基本的事項

1. (略)

2. 歴史的風致維持向上計画の認定の手続

(1) (略)

(2) 歴史的風致維持向上計画の記載事項

計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項に規定するとおりである。

なお、歴史的風致については、各地域ごとに様々なものがあり、その維持及び向上の意義や目的も各地域によって異なるものと考えられることから、各市町村の計画において、「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」を記載する際には、各地域における歴史的風致について明らかにするとともに、その維持及び向上の意義についても具体的に記載することが必要である。

また、認定の申請に際し、必要に応じて関連する資料を添付するものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定申請を行う市町村が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）に基づき、観光圏整備計画を作成している場合、又は作成しようとする場合には、歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、十分に連携を図ることが望ましい。

さらに、歴史的風致維持向上計画の認定申請を行う市町村が、

具体的には、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、伝統的建造物群保存地区及び歴史的風致維持向上地区計画等の手法を活用することにより、歴史上価値の高い建造物の周辺で、その歴史的風致の維持及び向上に影響を及ぼす建築物等の建築を制限することや、背景となる樹林地を保全することが考えられる。

第6章 歴史的風致維持向上計画の認定に関する基本的事項

1. (略)

2. 歴史的風致維持向上計画の認定の手続

(1) (略)

(2) 歴史的風致維持向上計画の記載事項

計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項に規定するとおりである。

なお、歴史的風致については、各地域ごとに様々なものがあり、その維持及び向上の意義や目的も各地域によって異なるものと考えられることから、各市町村の計画において、「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」を記載する際には、各地域における歴史的風致について明らかにするとともに、その維持及び向上の意義についても具体的に記載することが必要である。

また、認定の申請に際し、必要に応じて関連する資料を添付するものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定申請を行う市町村が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）に基づき、観光圏整備計画を作成している場合、又は作成しようとする場合には、歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、十分に連携を図ることが望ましい。

文化財保護法に基づき、文化財保存活用地域計画を作成している
場合、又は作成しようとする場合には、歴史的風致維持向上計画
と文化財保存活用地域計画との調和を図る等、十分に連携を図る
ことが望ましい。

(3)・(4) (略)

(3)・(4) (略)

附 則

この告示は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月 日）から施行する。